

議案第95号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
改正	正	改	正
別表（第2条関係）	手数料を徴収する事務	手数料を徴収する事務	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務	金額
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び戸籍電子証明書の提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	(新設)	(略)
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定によ	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定によ	除籍電子証明書提供用識別符号につき 400円	金額
		(略)	(略)
	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定によ	除籍電子証明書提供用識別符号につき 700円	金額
		(略)	(略)

<p>り同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書^{（略）}の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の交付</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものにつき 350円</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>書類1件につき 350円</p>	<p>（略）</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。